

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	電気供給業における発電側課金相当分を控除する収入割の特例措置の創設	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人事業税:義)(地方税3)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 —	
		《要望の内容》 発電事業者等が一般送配電事業者等に支払う発電側課金分に相当する額を控除する。 ※発電事業者が非収入金課税事業者である場合は、発電側課金分を特定して当該相当分を小売電気事業者等から控除する。	
		《関係条項》 地方税法 附則第9条第8項 地方税法施行令 附則第6条の2第2項	
5	担当部局	経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会事務局 ネットワーク事業制度企画室 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部電力産業基盤課 電力産業・市場室	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和5年8月 分析対象期間:令和6年4月1日～令和10年3月31日 ※分析対象期間は、発電側課金の第1期間が令和6年度～令和9年度であることを踏まえたもの。	
7	創設年度及び改正経緯	—	
8	適用又は延長期間	恒久措置	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 二重課税を回避し、他の一般事業との課税の公平性を確保することで、電気事業への参入促進及び市場における競争促進がなされること、系統を効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うことを目指す。 《政策目的の根拠》 我が国は、人口減少や省エネルギーの進展等により電力需要が伸び悩む一方で、再エネの導入拡大等による系統連系ニーズの拡大や、経済成長に応じて整備されてきた送配電設備の高経年化に伴う修繕・取替等の対応の増大など、送配電関連費用を押し上げる方向での変

			化が生じている。こうした環境変化に対応しつつ、託送料金を最大限抑制するためには、一般送配電事業者による経営効率化等の取組を進めることに加え、これまで整備されてきた送配電網の効率的な利用を促すことが重要であることから、2024年度から発電側課金の導入が決定された(総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会「今後の電力政策の方向性について中間とりまとめ(2023年2月)」)。								
		② 政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進								
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 システムを効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うことを目指す。								
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 一般の競争下にある企業と同様の税制とし、課税の公平性を確保することで、電気事業への参入促進及び市場における競争促進がなされること、システムを効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うことを目指す。								
10	有効性等	① 適用数	<p style="text-align: right;">適用事業者数</p> <table border="0"> <tr><td>令和6年度(見込)</td><td>1,192</td></tr> <tr><td>令和7年度(見込)</td><td>1,192</td></tr> <tr><td>令和8年度(見込)</td><td>1,192</td></tr> <tr><td>令和9年度(見込)</td><td>1,192</td></tr> </table> <p>※令和6年度(見込)の内訳 「令和5年8月1日時点における発電事業者の届出数」:1084 +「非収入金課税事業者となる場合を全発電事業者数の1割と仮定した数」:108 =「適用事業者数」:1192</p> <p>※令和7年度以降について、発電事業者は新規届出だけでなく廃止する者が一定数存在することから、令和6年度と同様の数値としている。</p>	令和6年度(見込)	1,192	令和7年度(見込)	1,192	令和8年度(見込)	1,192	令和9年度(見込)	1,192
令和6年度(見込)		1,192									
令和7年度(見込)		1,192									
令和8年度(見込)	1,192										
令和9年度(見込)	1,192										
	② 適用額	<p style="text-align: right;">適用額(百万円)</p> <table border="0"> <tr><td>令和6年度(見込)</td><td>424,160</td></tr> <tr><td>令和7年度(見込)</td><td>424,160</td></tr> <tr><td>令和8年度(見込)</td><td>424,160</td></tr> <tr><td>令和9年度(見込)</td><td>424,160</td></tr> </table> <p>※令和7年度以降について、発電事業者は新規届出だけでなく廃止する者が一定数存在することから、令和6年度と同様の数値としている。</p>	令和6年度(見込)	424,160	令和7年度(見込)	424,160	令和8年度(見込)	424,160	令和9年度(見込)	424,160	
令和6年度(見込)	424,160										
令和7年度(見込)	424,160										
令和8年度(見込)	424,160										
令和9年度(見込)	424,160										
	③ 減収額	<p style="text-align: right;">減収額(百万円)</p> <table border="0"> <tr><td>令和6年度(見込)</td><td>4,454</td></tr> <tr><td>令和7年度(見込)</td><td>4,454</td></tr> <tr><td>令和8年度(見込)</td><td>4,454</td></tr> <tr><td>令和9年度(見込)</td><td>4,454</td></tr> </table> <p>※以下のとおり計算。他方、令和7年度以降について、発電事業者は新規届出だけでなく廃止する者が一定数存在することから、令和6年度と同</p>	令和6年度(見込)	4,454	令和7年度(見込)	4,454	令和8年度(見込)	4,454	令和9年度(見込)	4,454	
令和6年度(見込)	4,454										
令和7年度(見込)	4,454										
令和8年度(見込)	4,454										
令和9年度(見込)	4,454										

			<p>様の数値としている。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">適用額</td> <td style="text-align: center;">事業税率</td> <td style="text-align: center;">減収額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度(見込)</td> <td style="text-align: center;">424,160 × 1.05</td> <td style="text-align: center;">= 4,454</td> </tr> </table>	適用額	事業税率	減収額	令和6年度(見込)	424,160 × 1.05	= 4,454
適用額	事業税率	減収額							
令和6年度(見込)	424,160 × 1.05	= 4,454							
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 課税の公平性が図られることにより、電気事業への参入促進及び市場における競争促進がなされること、系統を効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実に行うことに繋がる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 他の事業との間での課税の公平性が図られることから、電気事業への参入促進及び市場における競争促進に寄与することが期待される。</p>						
		⑤ 租税減を是認する理由等	本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業(電気事業)に対する「課税の公平性」を確保するものである。						
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、他業種との課税の公平性を担保するための措置であるため、税制措置により支援することが適当である。						
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。						
		③ 地方公共団体が協力する相当性	他の一般の事業と同様の競争環境下に置かれる電気供給業において、当該他の一般の事業との「課税の公平性」を確保する本措置は妥当である。						
12	有識者の見解		—						
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—						